

はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の支給申請について

従来、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術料については、患者が窓口で自己負担分を支払い、自己負担分を除いた施術料は療養費として健康保険組合から鍼灸師等にお支払いしておりました。この度、健康保険法第87条の療養費の原則に基づき、下記のとおり取り扱いを変更いたします。

■変更時期

2019年4月1日施術分から

■支払方法

償還払い（窓口で施術料の全額を支払い、被保険者が健康保険組合に療養費の申請を行う方法）

■申請方法

①医師の同意

- ・医療機関にて「はり・きゅう」または「あんま・マッサージ」の施術について同意を受ける

②施術を受ける

- ・施術所にて施術に要した費用の全額を支払う
- ・領収書を受け取る

③申請書の作成

- ・療養費支給申請書に必要事項を記入（暦月ごとに1枚記入）
- ・施術者に申請書内の「施術内容欄」「施術証明欄」の証明を受ける

④申請書の提出

- ・作成した療養費支給申請書と必要な添付書類をパルグループ健保へ提出 ※添付書類については次ページを参照

⑤健保からの支払

- ・健保にて審査後、施術月よりおおよそ4～5ヶ月後に支給
※医療機関との併用確認等のため支給までに日数を要す

下記の①③⑤の用紙は当健保のホームページから
ダウンロードいただけます。

■提出書類

①療養費支給申請書

- －「はり・きゅう」または「あんま・マッサージ」でそれぞれに申請書がございます。

②領収書（原本）

- －患者氏名・施術日・施術者氏名・施術費用・但し書き（例：はり・きゅう施術代）の記載があり領収印が押印されている必要があります。

③医師の施術同意書（原本）

- －同意書の有効期限は、同意日より6か月です。
- －有効期限内における、2回目以降の申請では提出を省略できます。
- －同意書の有効期限以降も施術を継続する場合は、改めて医師の同意書（原本）が必要です。
- －変形徒手矯正術は、毎月医師の同意書（原本）が必要です。

④施術報告書（写） ※該当の場合のみ提出

- －施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した施術報告書（写）を提出してください。

⑤往療状況確認書 ※該当の場合のみ提出

- －往療の施術を受けた場合には、施術者等へ「往療状況確認書」の記入を受け、提出してください。

⑥1年以上・月16回以上施術希望理由・状況記入書 ※該当の場合のみ提出

- －1年以上、月に16回以上の施術を継続している場合には、施術者に1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の記入を受け、提出してください。

■その他注意事項

- ・暦月ごとに申請してください。
- ・医療機関との併用確認等のため、支給はおおよそ4～5カ月後となります。

■留意事項

2019年4月施術分以降、施術者等からの申請があったものは委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払いにて再申請をお願いいたします。

■その他

【健康保険法第87条 抜粋】

保険者は、「療養の給付等」を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保健医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給もしくは手当てを受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

■問い合わせ先

パルグループ健康保険組合

TEL：06-6459-1685（受付時間：平日9：00～18：00）